

6) 品目名：木製工作物

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	<p>1 特別管理（一般・産業）廃棄物を材料としていないこと。</p> <p>2 製品又は材料が「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質を溶出するおそれがある場合は、その物質について当該基準に適合していること。</p> <p>なお、建築解体木材を使用している場合は、以下の物質について当該基準に適合していること。</p> <p>カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀及びセレン</p>
規格に関する基準	<p>1 秋田県土木工事共通仕様書第2編第2章第4節2-2-4-1を満たすこと。</p> <p>2 雨水等による資材の流出、剥がれ等について、支障のないことが試験施工、施工実績等で確認できること。</p>
循環資源の配合率	<p>木質部の材料として、木質の循環資源を100%（重量割合）使用していること。</p> <p>また、木材以外の材料を組み合わせる製品にあっては、木質部が、付加された材料を含む製品全体の70%以上（重量割合）であること。</p> <p>ただし、上記配合率未満であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p>

平成16年9月13日制定

令和3年3月15日改訂